

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱第7条第4項の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会議名	令和元年度第2回高松市子ども・子育て支援会議
開催日時	令和元年9月27日(金) 14時30分～16時30分
開催場所	高松市本庁舎11階114会議室
議 題	第2期高松市子ども・子育て支援推進計画の素案について
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	—
出席委員	加野会長、山下副会長、天野委員、池畑委員、岩井委員、上井委員、鬼松委員、金倉委員、橘川委員、合田委員、鈴木(佳)委員、鈴木(慈)委員、中橋委員、西岡委員、野崎委員、藤岡委員、三木委員、山田委員 計15人
傍聴者	9人 (定員 10人)
担当課及び連絡先	子育て支援課子育て企画係 839-2354

審議経過及び審議結果

会議を開会し、次の議題について協議し、下記の結果となった。

第2期高松市子ども・子育て支援推進計画の素案について

第2期高松市子ども・子育て支援推進計画の素案について、事務局から説明し、委員から次のとおり意見があった。

(会長)

この素案は、計画と法定事業との二つに分かれている。そのため、まずは資料2に該当する、法定事業を除いたものについての意見を、先に出す方がいいのではと思う。

(委員)

二つほどお伺いしたい。まず一つ目は、資料2の84頁にある、「公園等の遊び場の整備」についてである。発達がゆっくりしている児童とその保護者が、遊びに行きたいと思ったときに、地域の子育て広場、幼稚園や保育所の園庭開放、子育て支援センターなど、遊び場はたくさんある。しかし、子どもが集まる場所へ行くと、発達がゆっくりしている児童の場合、走り回ったり、他の児童のおもちゃを奪ってしまったり、手が出たりと、様々なことを考慮しなければいけない。そのため、なかなかそういった場所へ行きづらいと保護者から相談を受ける。そのような場合、行きやすいのはどこかということ、公園である。近くに公園があれば、親子で出かけ遊ぶことができるが、近くに公園がないと話す保護者もいる。是非、公園の整備をお願いしたい。

二点目は、同じく資料2の79頁にある、「子育てと仕事の両立支援」の中の、「雇用環境の整備」についてである。発達がゆっくりしている児童が、言語訓練などの専門的な療育を受ける場合、普段は地元の幼稚園や保育所に通いながら、療育を受ける時間だけ途中で抜けて、受けにいかなければならない。送迎は

審議経過及び審議結果

保護者がするため、そうなると児童の保護者は、仕事を休んで連れていかなければならない。共働きの家庭では、普段の休日を幼稚園や保育所での行事に使い、児童が体調不良の際にも仕事を休むため、専門的な療育のために仕事を休むとは、職場にとっても伝えづらいのだと聞いている。そういった場合にも休みが取れるような職場環境を整えば、とても有難い。前会議であったニーズ調査の中にも、短時間勤務の制度を利用したかったけれど、実際には利用できずに終わり、「職場にその制度を利用しづらい雰囲気があった」というのが、トップの理由として挙げられていた。「『たかまつ労政だより』発行事業」の中で、働き方改革の情報提供をする際に、今回のニーズ調査の結果等も併せて公表することで、職場環境の整備に繋がればと思う。

(事務局)

公園整備について、担当課は公園緑地課になるが、一小学校区で一つの公園を置くことを目標に、現在整備を進めているところである。「ちびっ子広場整備事業」についても、市民から土地をお貸しいただける所の有無にもよるが、これについても引き続き整備を進めていく、という内容の計画であるので、今後も推進していきたい。

二点目のご意見について、発達がゆっくりしている児童の送迎に係る内容は、市としての問題解消は難しい部分がある。しかしながら、取組事業にもあるように、働き方改革等の情報等を「たかまつ労政だより」にも掲載していることから、どのような支援ができるか等も含め、今後検討したい。

(委員)

妊娠期からの切れ目ない支援、いわゆるネウボラ支援が始まっているが、特定妊婦や高齢出産の方など様々いらっしゃる中で、まだまだその支援が届いていないと実感している。赤ちゃんを恐々しながら抱いており、抱かれている赤ちゃんも苦しそうにしている母子は少なからずいる。市ではこれだけたくさんの取組があるにも関わらず、その情報を知らない方々も多くいる。昔のように、すぐ近くに祖父母がいて、手を差し伸べてくれるような敷居の低い支援が行き届いていないと思う。予防接種等の必要なことは済ませられても、抱き方の基本を知らない保護者もよく見かけるため、保育士が丁寧に時間をかけて教えている現状がある。したがって、最初の面接だけでは不十分である。繰り返しの支援と、保護者がもしも困ったとき、どこに相談すればいいのか、どのようにすればいいのかをすぐに届けられるようなものがほしい。スマートフォンでも窓口でも、方法には拘らず、身近にあり、祖父母に代替するような支援が求められている。そういったものが、高松市内にネットワークとして張り巡らされていれば、支援の必要な母子の関係も、少しずつ改善されていくのではないかと。様々な施策のうち、もっと利用しやすいように、敷居を低くしたものがほしい。

(事務局)

祖父母に代替するような支援については、現在の取組としては行えていない部分である。総合センター等に、地区の担当保健師が配置されているので、御相談等をいただければと思う。支援が必要な方には、御連絡をいただければ、こちらから出向いていく。相談窓口の一つとして、御利用いただければと思う。

(委員)

現在、コーディネーターが祖父母に代わる支援者として、非常に身近な存在になれるのではないかと考えている。コーディネーターを含む各機関と、市との連携をより深いものにすれば、より母子にとっての支援につながると思う。

(委員)

通学路上での事故が後を絶たない。高松市では市民の主な移動手段が車のため、安全の確保についての施策は、資料2の81、82頁にも記載があり、既に現在でも取り組まれていることと思うが、改めて通学路についての施策を入れていただきたい。

審議経過及び審議結果

続いて、ファミリー・サポート・センター事業についてである。資料1の30頁を見ると、令和6年度までに、提供会員の確保量を増やしていく、という計画になっている。しかしながら、まかせて会員を確保することは非常に困難である。その理由の一つとしては、現在は女性がどんどん働いているために、地域で支え手になる方が減っている現状が挙げられる。また、高松市にファミリー・サポート・センターが作られて10年以上となるが、当初、まかせて会員として登録した方々が高齢になり、活動に支障をきたしていることもある。最近では高齢者の交通事故が増え、まかせて会員のご家族から、「よその子どもを預かって、事故でも起こしてしまったら大変だ」との助言から、会員を退会されるケースが出ている。地域でのファミリー・サポート・センターのニーズは非常に多いにも関わらず、預かり手が不足しているということに加え、地方都市のファミリー・サポート・センターでは、送迎を伴うものが8割以上である。さらに、送迎のみの預かりもかなり増えている。まかせて会員の確保が難しい現実と、目標数値ばかりがどんどん増えることで、乖離が生じている。利用者が増えても、まかせて会員が増えなければ成立しない。現在、まかせて会員が児童を預かる際の報酬は、一時間700円である。送迎に係る手間の多さと、報酬とが見合っていないため、若い世代でまかせて会員になろうとする方がいない。この事業が始まった当初からこの価格は変わっていないことから、改善策として、単価を上げてもいいのではないかと。丁寧に手を掛けて児童を預かることは、相当な神経を使う。単価を見直し、若い世代のまかせて会員数が増えるように工夫をしていただきたい。また、この単価の安さから、利用者が非常に多い。ひとり親家庭の保護者が、仕事を続けながら子どもを育てるのに、どうしても使わざるを得ない場合と、習い事の送迎をしてもらえれば助かるという、気軽な場合とが一緒くたになっているのが現状である。何かしらの差別化を図り、本当に支援を必要とする方が優先的に利用できるようになればと思う。金額で差をつけるだけではなく、他にもやり方はあるかも知れないが、何か手立てを考えていかなければ、この計画の目標は数値だけのものになってしまう。

(事務局)

通学路の安全の確保については、所管が教育委員会になるが、重要な問題だと認識している。資料2の82頁の「防犯・交通安全・防災対策の推進」の中に盛り込まれると思うが、担当課と協議の上、どのような対応をするかを検討したい。

ファミリー・サポート・センターについては、いただいた御意見にあった問題が、現状としてあることを認識し、また、この事業を行う上で、大変重要な課題だと考えている。他市での状況等を参考にし、先進的に運営されている所を調査・研究し、本市にどのように取り入れられるかを検討して参りたい。

(委員)

例えば習い事でのファミリー・サポート・センターの利用についても、理由によってその利用を排除する訳にはいかないのが現状である。習い事を始めようとする前の見学までを、ファミリー・サポート・センターに依頼する場合もあり、外注化が進んでいる。利用料が安価なため、気軽かつ手軽に依頼をしやすいことが要因である。まかせて会員の数がきちんと確保できていれば、利用をすることで、子育てがしやすくなるので良いと思う。ただ、本当に必要としている方々にまで手が回っていない場合もある。もし、どこかで線引きをしたら、そのルールは市が決めるべきである。基準がないからといって、民間ベースで勝手に決める訳にもいかない。そういったことも含めて、検討していただきたい。あまりに気軽になりすぎないように、差別化を図っていただきたく、その一例として、利用料の引き上げを提案したところである。子どもの命を預かるのに700円という金額を考えたとき、預ける側は高いと感じる方もいるだろうが、受け入れる側は相当な覚悟がないと預かれない。例えば、小さな擦り傷一つでも大変なこと

審議経過及び審議結果

になることも考えられ、非常にデリケートである。少しでも意識を向けていただければと思う。保育への支援は、待機児童の問題等もあり注目されがちであるが、地域のニッチな部分を支えてくれている、ファミリー・サポート・センターについては、あまり語られることがない。市が事業を見学することもなく、何かしらの対策を講じることも特段ないため、現場の声を伝えなかった。

(委員)

教育・保育において、量の確保は十分できており、数値的にも分かりやすく、市がしっかりと対応していると思う。ただ、資料2の57頁から58頁にも記載があるように、大切なのは保育・教育の質である。現在、私立幼稚園の所管は県であり、公立の所管は市と、二つに分かれている。質については、高松市全体で考えていかなければならないと思う。追加できるのであれば、「公私を超えて」、あるいは「公私が一体になって」という文言を入れてはどうか。

続いて、幼児教育・保育の無償化に伴い、無償であるから預けたい、と希望する方も少なからず増えると思う。従って、可能であればこの文章のどこかに、法律でも定められているように「子どもに対して一義的責任を負うのは保護者である」という意味合いの文言を追加し、最終的には保護者が責任を負わなければいけないという意識を、どこかで持っていただかなければいけない。サービスが先行してしまうと、欲求ばかりがどんどんと高まってしまいかねない。保護者にも責任があるということも、改めて記載するかどうかは今後議論していかなければいけないと思うが、御検討いただきたい。

(事務局)

無償化では、認可外保育施設もその対象になる。教育・保育の中でも、量的な拡充と、質の向上とは、切っても切り離せない課題である。児童の命に係わる重要な問題であると、市としても認識している。先ほど御提案をいただいた、公私一体となって、という表現をどう入れていくのかについては、「公としての責任をどう果たしていくのか」という計画であるため、記載の方法等についても、今後検討したい。

子どもの一義的責任は保護者にある、という文言についても、研究させていただき、計画上どう記載していくかを検討したい。

(会長)

この計画の土台には、子ども・子育て条例がある。その条例の中に記載があったように思うので、使用するのも良いかもしれない。

(委員)

前回の会議でも確認したが、改めて確認したい。資料によれば、3歳未満児の保育の受け皿が足りていない。資料2の17頁を見ると、3～5歳児については90%以上が保育を受けており、1～2歳においてその数は約60%程度である。0歳児については、在宅等から差し引きすると保育を受けているのは約19%程度となるが、市としては、この19%という数字を、何%まで引き上げることを目標とする予定なのか。実績と見込みの差を見ると、0歳児では391人の保育が不足しているとある。この数字の割合が、何%になれば目標に達したことになるのかを、もう一度伺いたい。

(事務局)

391人という数字は、平成30年度の実績と、令和6年度の量の見込みの差である。年齢区分ごとの記載は資料にないが、平成30年度の実績として3歳未満は4,256人であり、令和6年度の3歳未満の量の見込みが4,647人となる。この差が、391人増えていることになる。資料1の12頁を見ると、令和6年度において、量の見込み(①)と確保の内容(②)の差が、全て正の数字になっている。この部分の数値がマイナスになっている場合は、受け皿が不足していることになる。現在のところ、計画においては受け皿の不足はない。国が示している「子育て安心プラン」では、令和2年度末に、25歳～44歳までの女性

審議経過及び審議結果

の就業率が80%になっても、対応ができるだけの受け皿を確保することとされている。当初は令和4年度までに確保をする指示であったが、昨年、2年前倒しで対応するように国から示されたところである。女性の就業率が80%になった場合、1～2歳の保育利用率は、国からの作業の手引きでは60%になるものと示されている。したがって、資料1の10頁のNo.2に記載があるように、60%となるよう補正を加えている。補正の内容として、対象の家庭から、育児休業取得者のうち、職場の復帰希望が1歳以上の家庭を除いている。先ほど申し上げたように、女性の就業率が80%以上になった場合の保育利用率60%についての加算も、記載はしていないが、補正の内容として行っている。市としては、国が示している通り、令和3年度の時点で、1～2歳の人口のうち、6割程度が保育を利用するだろうという見込みに従い算出している。そこから差し引きすると、1～2歳児のうち4割程度は在宅での保育になると見込まれている。

(委員)

1～2歳児については、国の示すとおり6割を満たす計画だとすると、量の見込みと実績の差である、391人という数字は0歳児が該当すると考えてよいのか。令和2～3年度に施設の整備を進めるような計画になっているが、既に1～2歳児についての保育は十分にまかなえるのに、更に整備を進めるとなると、逆に飽和状態となってしまうのではないか。

(事務局)

令和3年度に認定こども園1か所、保育所2か所が創設されることについて、第2期計画からは、計画の基準日を4月1日としている。この4月1日を、量の見込みも確保の内容についても基準日としているため、4月1日以降に施設が開設されるものについては、翌年度の内容に掲載される。令和元年度5月に、今年度待機児童が発生していたことから、施設認可の募集を行った。保育所や認定こども園については、施設が大規模なので、その開設時期については施設側と市とで協議をした上で決める。今回、認定こども園と保育所についても、開設時期が4月2日以降になった。計画の基準日に従うと、同じ年度に開設であっても、計画上の記載の時期が異なる。従って、令和3年度に新たに施設を増設する訳ではなく、今回応募いただいているものを、令和3年度の確保の内容として掲載している。

放課後児童クラブについては、平成30年度では4月1日の時点で、資料2の22頁にも記載しているように、待機児童が252人となっている。集計の関係で、令和4年度5月1日の数字になるが、令和3年度は量の見込みと確保の差はゼロとしている。施設整備を伴うので、現在、各小学校と余裕教室等の利用について協議をしているところである。今年度については、多肥校区が非常に人口が増え、放課後児童クラブの待機児童も増えていることから、多肥小学校が新たに増設した教室の一つをお借りして、来年度より放課後児童クラブを実施することとしている。また、鬼無小学校についても部屋を新たに一つお借りして、来年度から教室増を図るところである。民間の放課後児童クラブに関しても、施設整備を募集しており、今年度工事を進めているクラブが2か所ある。来年4月から、2か所合わせて定員80人を確保し、開始予定としている。来年度の整備についても現在募集しており、業者の選定を進めている。

教育・保育に関して、資料1の12頁については市全域のものとして御説明させていただいたが、この数字は、13頁以降は市内を計画上7地区に区分して算出したものの合算である。したがって、地区によれば量の見込みに対して確保の内容が不足している場合もある。区分しているそれぞれの地区も、大変広い規模のため、保育所等の入所の際にはその校区が重要な要素となる。同じ地区の中でも、他の校区まで希望していない事例もあり、計画の数字と、実際の待機児童数は異なるため、来年4月の入所申し込み状況を見ながら進めていきたい。過去の内容についても、各施設の定員数を全て満たしたと見込んで確保数を算出して

審議経過及び審議結果

るが、保育士数の不足等によりなかなか受け入れができないという状況もある。より正確な待機児童数は、やはり来年4月の入所申し込み状況で判明してくると思われる。

(会長)

計画上、西部南地区は令和5年度でも3号が3人不足しているが、実際運用していかなければ分からない部分も大いにある。いずれにせよ、令和2年度を目途に、待機児童はほぼ解消できるとの見込みでいいだろうか。

(事務局)

保育を必要とする全ての児童の中にも、認可外保育のみを専願する方や、特定の一か所だけを希望する方もいる。そういった方々は、待機児童を計数する際には除かれるので、この数字イコール待機児童数となる訳ではない。計画上、量の見込みと確保の内容については、市全域を対象として、計画期間において充足していく見込みになっている。

(委員)

二点、お伺いしたい。様々な活動をする中で、国連が定めているSDGsが大きなキーワードとなっている。貧困や教育、雇用、格差などを是正していこうというものである。この計画の中に、SDGsを盛り込むことの是非についての議論は別として、高松市の大企業においても、経営にこのSDGsを取り込んでいこうとする動きがあるのは事実である。子育てしやすい労働環境という点では、こういったものも含めて進めていけたらいいのではないか。零細企業にはなかなか馴染まない部分もあるかも知れないが、社会全体が変わっていけたらと感じている。

もう一点について、高松市は様々な取り組みを行っており、子育てがしやすい町だと認識しているが、一方で財政状況が厳しいとよく耳にする。5年間という長期にわたる計画を推進しようとしても、気が付けばいくつかの事業が廃止となってしまうことも考えられる。この計画を進めていく上で、どういった財政措置にどこまで取り組めるのか、という点が心配である。

(事務局)

SDGsについては、今すぐの回答はできないため、今後検討したい。二点目については御意見をいただいた通りで、本市の財政状況はここ数年の間、非常に厳しいものとなっている。健康福祉局としては、この計画に則ってきちんと進捗させていくという役割があるので、財政局と協議の上、努力を重ねていきたい。

(委員)

様々な支援をしている団体に対しての助成金も、見直しの対象となると聞いている。そういったことができるだけないように、お願いしたい。

(会長)

SDGsについて、内閣府が進めているまちづくり戦略でも「SDGsを基本にしながら推進していく」との記載があり、子育てについてもそういった視線を入れてみると、また違う面が見えてくるのではないかと思う。貧困対策については、高松市がしっかりと進めているのでSDGsの考え方も一致している部分もある。もしもカバーできていない部分があれば、その視点を反映させていけたら、よりよいものになることもあり得ると思う。

市の財政が非常に厳しいということも、県内では給食費の補助も行いたいと努力している所もあるが、高松市は子どもの数も全く違うため、そう簡単にはいかないと思う。

その他、委員から特に意見はなく、以上をもって、本日の会議を終了することとした。

以上